

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さま、こんにちは。
盛夏の候、猛暑が続きますがくれぐれもお体に気を付けてお過ごしください。
今回は、令和5年10月から始まる「インボイス制度」の特例についてご案内いたします。

適格請求書等保存方式における特例

令和5年10月1日から、インボイス制度が開始されます。インボイス制度により仕入税額控除の要件が変更され適格請求書等の保存が税額控除の要件となりました。ただし特例として適格請求書等の交付を受けることが困難なものや、一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除することが認められます。今回はそれらについてまとめてみました。

適格請求書等の交付を受けることが困難なもの

- 3万円未満の公共交通機関による船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
- 自動販売機、自動サービス機による3万円未満の販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限りです）
- 入場券等が回収されるもの
- 古物商や質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から古物、質屋又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等

一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引

- 基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間の課税売上高が5千万円以下の事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで適格請求書の保存がなくても仕入税額控除が認められます。
- 令和11年10月1日以降に行う課税仕入れについては、課税期間の途中であってもこの特例の適用はありません。
- 1万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかにより判定します。

帳簿の保存のみで仕入税額控除することができるものは、上記の要件を満たし、かつ、帳簿に通常必要な記載を行うことに加えて下記の記載が必要となります。

- ① 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨
- ② 仕入れの相手方の住所又は所在地（一定のものを除きます）

出典 国税庁 インボイス特集